

医 第 1 7 6 1 号  
令和6年10月21日

保健所設置市 衛生主管部（局）長 様

千葉県健康福祉部医療整備課長  
(公印省略)

### 有床診療所等へのスプリンクラー等整備について

日頃、本県の医療業務に御協力いただきありがとうございます。

さて、このことについて、別添1のとおり病院・有床診療所等におけるスプリンクラー設備の設置を行わなければならない施設の範囲を拡大する消防法令の改正（平成26年10月改正、平成28年4月施行）が行われ、設置義務の猶予期間が令和7年6月までとなっております。

つきましては、御了知の上、貴管内の医療機関における設置状況等を踏まえ、設置義務対象施設において、期限までに確実に設置がなされるよう、指導等に御配慮くださるようお願いいたします。

なお、本件に関連する事項として、別添2の令和6年10月10日付け医第1671号のとおり「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業」に係る意向調査を実施しておりますことを申し添えます。

また、有床診療所宛て別途連絡することを申し添えます。

#### 【参考】

- ・別添1「有床診療所等へのスプリンクラー等整備について」  
(令和6年度第1回医療政策研修会 資料7 (厚生労働省医政局地域医療計画課))
- ・別添2「令和6年度国庫補助事業等実施の意向について (3次募集)」  
(令和6年10月10日付け医第1671号千葉県健康福祉部医療整備課長通知)  
※当該意向調査の期限は令和6年10月25日(金)17時までとじていますが、10月29日(火)17時まで期限を延長しますので、御留意願います。
- ・別添3「既存の病院・診療所・助産所でのスプリンクラー設備設置期限が近づいています」  
(消防庁作成リーフレット)

本通知に関する問合せ先：

医療整備課医療指導班 TEL 043-223-3884 Mail iryou-b@mz.pref.chiba.lg.jp

「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業」に関する問合せ先：

医療整備課医療体制整備室 TEL 043-223-3886 Mail ryosei2@mz.pref.chiba.lg.jp